

2 第66条の13《特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例》関係

【制度の概要】

この制度は、青色申告法人で国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令（令和2年経済産業省令第36号）第2条第1項に規定する経営資源活用共同化推進事業者であるものが、指定期間内に特定株式を取得し、かつ、その特定株式をその取得した日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額（1件当たりの取得価額が100億円を超える場合には、100億円）の25%相当額以下の金額を特別勘定として経理したときは、その事業年度の所得基準額（注）を上限に、その経理した金額に相当する金額を損金の額に算入することができるというものである（措法66の13①、措規22の13①）。

（注） 所得基準額とは、本制度（措置第66条の13第1項及び第5項から第11項まで）の規定を適用せず、かつ、特定株式の取得の日を含む事業年度において支出した寄附金の額の全額を損金の額に算入して計算した場合のその事業年度の所得の金額から、当期控除できなかった繰越欠損金額を控除した金額をいう（措法66の13①、措令39の24の2③）。

特別勘定の金額は、一定の取崩し事由に該当することとなった場合には、その取崩し事由に該当することとなった日を含む事業年度において、その事由に応じた金額が取り崩され、益金の額に算入される（措法66の13⑤～⑪）。

一方で、共同化継続証明書にその取得の日から5年を経過した特定株式として記載された特定株式に係る特別勘定の金額については、その後の事業年度に取崩し事由に該当する事由が発生した場合でも益金の額に算入されない（措法66の13⑫、措令39の24の2⑩、措規22の13⑨）。

なお、連結納税制度においても、同様の規定が定められている（措法68の98）。